

八王子三田会「会員規約」

1、会 費

入会金は、新規入会者が入会時に支払うものとし、2,000円とする。

年会費は、年間4,000円とし、毎年支払うものとする。

2、会員名簿

本会は、会員名簿を作成し、主たる事務所に備え置く。

会員は、会員名簿を本会の業務目的以外に使用してはならない。又、会員名簿を他に漏えいしてはならない。

本会は、会員名簿を適宜修正し、必要に応じて会員に配布する。

3、催 事

(1) 本会は、本部催事として次の催事を行う。

① 新春家族会 ② 懇親会（定時総会開催時） ③ OCTOBER FESTA

(2) 分科会は、次の5部会で構成し、部会ごとに部会催事を行う。

① グルメ ② ハイキング ③ ゴルフ ④ 麻雀 ⑤ カラオケ

(3) 上記(1)(2)の催事については、開催催事ごとに収支報告書を役員会内の事務局に提出する。ただし、会費を徴しない催事は、その限りでない。

(4) 部会の新設・廃部については、役員会において審議し、決定する。

4、規約変更

当会員規約は、役員会における決議によって変更することができる。

(附則)

平成26年7月12日 制定

平成30年5月30日 改定